

旭川医科大学大学院委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める

旭川医科大学長  
学長職務代理 理事 松野丈夫

旭川医科大学大学院委員会規程の一部を改正する規程

旭川医科大学大学院委員会規程（平成16年旭医大達第103号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左表（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>第1条～第2条（略） （審議事項）</p> <p>第3条 大学院委員会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。</p> <p>(1) 学生の入学，修了及び除籍に関する事項</p> <p>(2) 学位の授与に関する事項</p> <p>(3) 教育課程の編成に関する事項及び研究指導に関する事項</p> <p>(4) 学生の懲戒に関する事項</p> <p>(5) 単位の認定に関する事項</p> <p>(6) 大学院医学系研究科担当教員の選考に関する事項</p> <p>(7) 修士論文及び博士論文の審査並びに試験及び試問に関する事項</p> <p><u>(8) 前各号の事項に係る改善・向上に関すること。</u>（新設）</p> <p>2 大学院委員会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる</p>	<p>第1条～第2条（略） （審議事項）</p> <p>第3条 大学院委員会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。</p> <p>(1) 学生の入学，修了及び除籍に関する事項</p> <p>(2) 学位の授与に関する事項</p> <p>(3) 教育課程の編成に関する事項及び研究指導に関する事項</p> <p>(4) 学生の懲戒に関する事項</p> <p>(5) 単位の認定に関する事項</p> <p>(6) 大学院医学系研究科担当教員の選考に関する事項</p> <p>(7) 修士論文及び博士論文の審査並びに試験及び試問に関する事項</p> <p>2 大学院委員会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる</p>

教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

附 則

この規程は、令和3年9月8日から施行し、改正後の第3条第1項第8号の規定は、令和3年6月30日から適用する。

**【改正理由】**

新たに「旭川医科大学の自己点検評価等に関する要領」を制定したことから、所要の改正を行うものである。

教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。